

# 誓 約 書

(責任技術者用)

令和 年 月 日

逗子市長

私は、逗子市下水道条例第6条の2第4項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

住 所

氏 名

(逗子市下水道条例抜粋)

第6条の2 責任技術者となることができる者は、市長が指定する者が実施する試験(以下「試験」という。)に合格した者又はこれに相当する資格があると市長が認める者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校(以下「大学等」という。)において正規の土木工学科又はこれと同等と市長が認める課程を修めて卒業した者
- (2) 大学等を卒業した者で、排水設備工事、下水道工事、水道工事又はこれらと同等と市長が認める工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計及び施工について1年以上の実務経験を有するもの
- (3) 排水設備工事等の設計及び施工について2年以上の実務経験を有する者

2~3 (省略)

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者として登録を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第8項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) その他市長が責任技術者として不適当と認める者